担当教員：森　康晃先生

科目名：国際知財B

氏名：樋口陽祐　1w152314-6

知財紛争ケーススタディ　レポート

１．特許を侵害されたら、特許を侵害した側に差止請求を送ることができる。本ビデオで、特許を侵害された側、九州プラスチックは特許に関する警告書を小倉容器に送った。警告書を作る際、弁護士と弁理士を手配し侵害された特許に関する話し合いを行っていた。話し合いの中で、実際の侵害製品を用意、その原料の分析結果など相手側の製品の鑑定を行っていた。さらに、弁理士と弁護士は自社の持つ権利を再確認、警告書の送付についての注意などを行っていた。ビデオ内での解説では、特許の包袋書類の取り寄せ、侵害製品の存在の証拠、自社の持つ製品の把握など、弁護士と弁理士との特許侵害の検討において重要であると言っていた。

２．他者からの特許侵害の警告に対して行うことは多数あるが、侵害したとされている特許に関して十分に調べることが重要である。侵害したとされている特許権が有効に存在しているのかの検討、自己の行為が特許発明に該当しているかの検討、自己が正当な権原を有しているかの検討、相手方の特許に無効理由があるかの検討をする必要がある。特許の扱いに関して専門知識が足りない場合は、弁護士や弁理士を手配することで、警告に対応する必要がある。小倉容器は、弁護士と弁理士を雇い、相手の特許に関する確認、警告書で言われた証拠の信憑性、特許を侵害していない証拠、特許無効の可能性などについて話し合っていた。さらに、警告書に対する回答書の書き方に関して触れていた。どういう風にこの問題を持ってゆきたいかを建設的に回答書を作っていく必要がある。

３．ライセンス契約を行うことで、非常に高い利益を得ることができる。しかし、小倉容器は小企業であり、大企業である九州プラスチックに対してライセンス料をあまり払えない可能性がある。さらに、九州プラスチックは特許を得た製品、「ブルーボックス」を基幹製品としてこれから売り出して行きたく、他社が似た製品を販売することで、製品の値段の相場を下げたくない。そのため、九州プラスチックが小倉容器にライセンスを与えようとしない。

４．ある特許が無効になるとは、その特許権が遡及的に消滅することである。本ビデオの最後の結論部分で、九州プラスチックの「グリーンボックス」に対する特許権が無効になる可能性があったのは、製品の原料の割合に関して、はっきりしていない部分があったからである。特許では、最終的な製品に含まれるケイ素の割合、ケイ素投入時におけるケイ素の製品に対する割合がどちらも書かれており、どちらに対し特許を持っているのかが明記されていない。そのため、この特許には無効になる可能性がある。

５．ADR制度には複数の種類があるが、DVDのケーススタディでは「仲裁」が行われていた。仲裁とは当事者の合意の上、仲裁人が当事者同士の問題の解決を図ることである。本動画では、当事者の弁護士と弁理士が仲裁に入り、特許権侵害の有無について交渉を行った。ADR制度をとることによって、大阪にある裁判所にわざわざ行くことを防ぐことができ、簡単に話し合いが行えることから、時間と費用の削減を図ることができる。